

後見制度について（14） ～任意後見制度⑦～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性 A 子さんを主人公にした事例の6回目をお話しします。

外出先で倒れて緊急搬送された身寄りのない A 子さん、一命を取り留めたものの、意識は朦朧としたまま、発語はできず、意思疎通も困難な状況がつづいていましたが、家庭裁判所の手続きを経て、いよいよ OAG ライフサポートが A 子さんの任意後見人に正式に就任し、同時に、家庭裁判所が選任した B 弁護士が、A 子さんの任意後見監督人に就任しました。



OAG ライフサポートがまずやるべきことは、法務局で「後見登記事項証明書」を取得して、金融機関の後見人届出手続きを行うことです。「後見登記事項証明書」には、A 子さんについて、OAG ライフサポートという任意後見人と B 弁護士という任意後見監督人がついたということを公的に証明してくれる書類です。

この公的証明書類を、A さんが利用していた金融機関に提出することにより、A さんの銀行口座について、「A 子 任意後見人 OAG ライフサポート」という口座名義に変更することができ、OAG が任意後見人として、過去の取引履歴の閲覧、今後の預貯金の出し入れ等の財産管理を行うことが可能となります。

A 子さんの資産が動かせるようになったところで、これまでの立替入院費の精算を行うとともに、A 子さんの全資産と収入支出を見極めた上で、今後の療養計画を立てることになります。

A さんは残念ながら、これまで住んでいた賃貸マンションに戻って自立した生活を送れる見込みはなく、かといって、救急搬送された総合病院にずっと入院していただけるわけではありません。療養型の病院、リハビリ病院、老人ホームなど、A さんのお身体の状態と、財産状況・収支状況を勘案しながら、最も適した療養環境を任意後見人として決定することとなります。

その際、賃貸マンションは解約が必要になります。しかし、居住用不動産というのは後見人等といえども簡単に処分ができないようになっており、契約自由の任意後見契約においても、「居住用不動産を処分する場合は、任意後見監督人の書面による同意を要する」という特約が入っている場合がほとんどです。ちなみに、「処分」とは、売却だけではなく、抵当権の設定や賃貸借契約の解約も含まれます。

任意後見監督人 B 弁護士に対し、A さんがもうこの賃貸マンションに戻って暮らせる見込みがないことを伝えた上で、賃貸借契約解除についての書面による同意を得た後は、実際の解約手続きに伴い、居室の原状回復をしなければなりません。つまり、居室の荷物を処分しなければならないのです。元気なときに、万が一のときに処分してほしくない物については、依頼する人や団体にしっかりと伝えておくことが重要です。 つづく